

## 葛巻町若者定住家賃補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内に住む若者の住まいに関する支援を行うことによって、若者が住む町としての魅力を高め、町外への人口流出を抑制するとともに、町外からの移住促進を目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 40歳未満の者で就労している者
- (2) 定住 町の発展に協力する意思を持って町に住民登録をし、かつ居住の実態が町内にあること
- (3) 賃貸住宅 町が所有する施設以外で、居住の用に供するため、賃貸借契約により賃借料を徴収して貸すことを目的とする住宅、アパート、社宅又は寮であって、入居者が家賃を支払っているものをいう。
- (4) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃貸料（管理費、共益費等を除く。）の月額をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有しかつ居住しており、定住する意思を有する若者。ただし、配偶者を有する者は、年齢の合計が80歳未満であること。
- (2) 町内の賃貸住宅に入居していること。
- (3) 現に就労していること。
- (4) 市町村に納付すべき税金又は使用料若しくは負担金等（以下「税金等」という。）を滞納していないこと。（前住所地における納付を含む。）
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（以下「生活保護」という。）を受けていないこと。

### (補助金の額および交付方法)

第4条 補助金は、家賃から3万円を除いた額の2分の1とし、1万円を上限とする。ただし、補助金の額は500円単位とし、端数は切り捨てる。

2 前項の補助金は、「くずまき商品券」で交付する。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、若者定住家賃補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める日までに申請しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 世帯全員の税金等の滞納がないことが証明できる書類（前住所地を含む。）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 就労証明書（様式第3号）または就労申立書（様式第4号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該各号に掲げる書類は、他の公的証明書等をもって代えることができる場合は添付を省略することができる。

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、若者定住家賃補助金交付決定通知書(様式第5号)を、申請者に通知する。

2 補助金は4月分から9月分を上半期、10月分から3月分を下半期として各半期毎に要件を満たした月分から算定する。なお、各期末時点において第3条に掲げる要件のいずれかを欠いている場合は、当該半期分は全額交付の対象としない。

3 新たに賃貸住宅を借り上げたときは、その翌月分から補助金の対象とする。

(申請内容の変更)

第7条 前条第1項の規定により、補助金交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、当該申請書の内容に変更が生じたときは、若者定住家賃補助金変更交付申請書(様式第6号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは、若者定住家賃補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 交付決定者は、若者定住家賃補助金交付請求書(様式第8号)を、上半期及び下半期それぞれについて町長が別に定める日までに提出するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 町外に転出し、又は賃貸住宅に居住の実態がないと判断したとき。

(2) 税金等を滞納したとき。

(3) 生活保護を受けたとき。

(4) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(5) 賃貸借契約を解除したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金交付決定の全部又は一部を取り消す相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付された補助金の全額又は一部の額の返還を命ずることができる。

(調査)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、申請者若しくは交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成30年4月1日から適用する。